

| 相手国政府・相手国際機関 (注1) | 名称 | 協力の目的及び内容 | 贈与の限度額又は贈与額は贈与額の供与期限 (注2) | 署名日 (署名日) (注3) | 署名者 | 告示日 告示番号 (注4) |
|----------------------|--|--|------------------------------|-----------------------------------|---|---------------------|
| モーリシヤス | モーリシヤス共和国政府に對する贈与に関する日本国政府とモーリシヤス共和国政府との間の交換公文 | 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な西政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入 | 550,000千円 ----- | 2022.9.29 ポートル イヌスで (同日) | 日本側 川口周一郎在モーリシヤス大使 モーリシヤス側 デレン・バダヤチ財務・経済企画・開発大臣 | 2023.2.3 51号 |

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。